別表第四中国際電気通信連合の項の次に次のように加える。

国際海洋法裁判所	
一　国際海洋法裁判所	
二　INTERNATIONAL TRIBUNAL FOR THE LAW OF THE SEA	
三　TRIBUNAL INTERNATIONAL DU DROIT DE LA MER	
四　ITLOS	
五　TIDM	

二十七	
	水色  濃い灰色

別表第四中知的所有権保護合同国際事務局の項の次に次のように加える。

地中海のための連合	
一　地中海のための連合	
二　UNION FOR THE MEDITERRANEAN	
三　UNION POUR LA MÉDITERRANÉE	
四　الاتحاد من أجل المتوسط	
五　UFM	
六	
	白  紺色

六	
	 黒

附　則

この省令は、令和五年六月十五日から施行する。